| 建設省告示第 号 |
|--|
| 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第五十一条ただし書及び第 |
| 六十二条の八ただし書の規定に基づき、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物及び |
| 補強コンクリートブロック造の塀の構造計算を次のように定める。 |
| 平成十二年 月 日 |
| 建設大臣中山正暉 |
| 組積造及び補強コンクリートブロック造の塀の構造計算を定める件 |
| 鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物及び補強コンクリートブロック造の塀の構 |
| 造計算は次の各号によつて行い、構造耐力上安全であることを確認すること。 |
| 一令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によつて構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算す |
| ること。 |
| 二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に長期及び短期に生ずる応力度を令第八十二条第二号の表に掲げ |
| る組合わせによる各力の合計によつて計算し、鉄筋に生ずる応力度を求めること。 |

三前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度及び保有水平耐力時に各階に生ずる力が、それ ぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期又は短期に生ずる力に対する各許容応力度及び令第三章第 八節第四款の規定による材料強度に基づき求めた各階の耐力を超えないことを確かめること。